

○外務委員会

条 約 (三件)

番号	件 名	提出	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
1	アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件		五七、三、七	受領 五七、三、二二	付託 五七、三、七 議決 五七、三、三三 本院 五七、三、二四 決議 五七、三、二七	付託 五七、三、七 議決 五七、三、二八 本院 五七、三、二二 決議 五七、三、二二	
2	北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		三三、〇	受領 三三、二	(予) 三三、〇 承 三三、三 認 三三、四	承 三三、〇 認 三三、八 承 三三、二 認 三三、二	
3	日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		三三、〇	受領 三三、二	(予) 三三、〇 承 三三、三 認 三三、四	承 三三、〇 認 三三、八 承 三三、二 認 三三、二	

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件 (閣条第一号) (衆議院送付)

五七、一、二、七 内閣提出

一一、二、二一 衆承認

一一、二、二四 参承認

要旨

この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、米国の地先沖合における我が国の漁業を引き続き確保するため交渉が行われた結果、本年九月十日にワシントンで署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、米国は、二百海里漁業保存水域内のすべての魚類（高度回遊性魚種のまぐろ類を除く）等米国が排他的漁業管理権を行使する生物資源に関し、毎年、総漁獲可能量、我が国への割当量等を決定する。

二、米国は、我が国への割当量を決定するに当たり、米国水産物の輸入障壁、買付協力、米国漁業振興への協力の程度等米国の法律で定められた諸要素を考慮する。

三、我が国は、米国の水産物の発展及び水産物の輸出の増大について米国と協力し、米国を援助する。

四、我が国は、我が国漁船がこの協定に従つて漁業を行うことを確保するため、すべての必要な措置をとる。

五、米国は、我が国漁船に許可証を発給し、当該許可証の発給及び漁業保存水域内における漁獲に関し料金の支払を要求することができる。

六、米国は、この協定の定める要件等の違反について取締りを行う。

七、日米両国は、米国地先沖合の生物資源の管理及び保存に必要な科学調査の実施について協力する。

八、この協定は、いずれか一方の政府による十二箇月前の文書による終了予告がない限り一九八七年十二月三十一日まで効力を存続するが、両国政府間の合意によつて有効期間を延長することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、米国の地先沖合における漁業に関する日米協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年末に満了することにかんがみ、明年以降も米国の地先沖合における我が国の漁業を引き続き確保するため、交渉の結果署名されたものでありまして、主な内容としまして、米国が排他的漁業管理権を行使する生物資源に関し、米国は毎年の総漁獲可能量、我が国への割当量等を決定すること、我が国は米国の水産物の発展等について協力すること、我が国の漁船がこの協

定に従って漁業を行うことを確保するため我が国は必要な措置をとること、米国は違反の取締りを行うこと等を定めております。

次に、北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間の延長に関する二つの議定書は、今日まで一年ごとに延長されてまいりました両協定の有効期間がいずれも本年末に満了することにかんがみ、さらにそれを明年末まで一年間延長すること等を定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が国の漁獲割当量と我が国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割当量は、本年と同様それぞれ七十五万トン及び六十五万トンとなっております。

委員会におきましては、日米協定の規定が現行協定に比し厳しくなったのではないかという問題、ソ連に対する操業条件が一部緩和された問題等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定い

たしました。

以上御報告いたします。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第二号）
（衆議院送付）

五七、一一、一〇 内閣提出

一一、一一 衆承認

一一、二四 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後五度にわたつて有効期間が延長された北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもって失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁

獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、ソ連の二百海里漁業水域における明年の我が方の漁獲割当量を本年と同様七十五万トンと定めている。

委員長報告

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五七、一一、一〇 内閣提出

一一、一一 衆承認

一一、二四 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名され、その後五度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を本年と同様六十五万トンと定め、また、操業条件を本年に比し一部緩和することとしている。

委員長報告

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照